



つくばみらい市告示第 1 号

つくばみらい市公共下水道事業計画を変更するに当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により下記のとおり告示し、当該事業計画の変更案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更案について利害関係のある人は、縦覧期間満了の日までにつくばみらい市長に意見書を提出することができます。

令和5年1月30日

つくばみらい市長 小田川 浩



記

1. 事業計画の名称 つくばみらい市公共下水道事業
2. 事業計画変更の概要 ○雨水計画
  - (1) 公共下水道事業計画区域の変更  
福岡地区開発計画（第2期地区）の進展に伴い福岡南分区の67.01ha（雨水）を追加。
  - (2) 管渠施設に関する変更  
福岡地区幹線（雨水）を追加。  
福岡地区開発第1排水ポンプ場を追加。
3. 縦覧場所 つくばみらい市都市建設部上下水道課  
(つくばみらい市加藤237番地 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階)
4. 縦覧期間 令和5年1月30日（月）から令和5年2月14日（火）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)